(注)本資料は、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)より規制・制度改革の部分を抜粋したものです。

5.日本を元気にする規制改革100

財源を使わない景気対策として、既定の改革の実施時期を前倒しすることを含め、都市再生・住宅、環境・エネルギー、医療・介護、観光振興をはじめとした地域活性化及び国を開く経済戦略の5分野を中心に、需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革を推進する。さらに、先に決定された「新成長戦略」や本対策に盛り込まれた事項(別表1、別表2)を含む規制・制度全般について、時代や環境の変化への対応、政策目的に合致した政策手段の採用などの観点から、行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」において更に検討を進め、平成22年度末を目途に取りまとめを行う。

<具体的な措置>

都市再生、住宅投資の加速化

・都市再生の推進や老朽建築物の建替えを促進する観点から、これらに資する容積率の緩和及びマンション建替え円滑化法の要件緩和について、平成22年度中に措置を講じる。

環境・エネルギー技術の投資・利用促進

- ・再生可能エネルギーの全量買取制度の円滑な導入を目指すとともに、一定の場合において大規模太陽光発電設備について、建築基準法の工作物の対象外とする措置を平成22年度中に講じ、さらに、温泉法等の風力発電・地熱発電に係る設置許可基準の明確化を図る。また、住宅・ビルへ省エネ・新エネ設備を導入する際に容積、高さが不算入となる場合を明確化し導入のインセンティブとする。これらの取組等により総合的に再生可能エネルギーの普及を加速化する。
- ・電気自動車の充電サービス、充電ステーションに係る電気事業法、消防法等 の規制について取扱ルールを明確化し、エコカーの普及促進を図る。
- ・木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の規制の 在り方について、実態を十分に把握した上で所要の検討を行う。

医療・介護分野での需要・雇用創出

- ・訪問看護ステーションが適切にサービス提供を行えるよう、現行のサテライト 事業所や特例居宅介護サービス費の仕組み、事業形態の在り方等、看護師 等の人員基準を含め、訪問看護ステーションの在り方について平成 22 年度 中に検討を行い、結論を得る。
- ・国際医療交流を促進するため、「医療滞在ビザ」の設置、同行者への発給の 便宜及び入院目的で長期滞在する者の在留資格の取扱いについて、平成 22年中に措置を講じる。

観光振興をはじめとした地域活性化

- ・地域資源を活用した観光振興を図るため、町家・古民家を活用した宿泊施設、 農林漁家民泊、農業体験における食事提供、外国語観光ガイド及び宿泊客 への周遊案内やエコツアー等に係る規制について所要の見直し又は明確化 を行う。
- ・森林・林業再生に向け、施業の集約化を促進するため、路網整備に係る森林 所有者の同意取り付け円滑化に向けたルール整備について、早急に検討に 着手し、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出 するとともに、森林簿・森林計画図の事業者への情報公開について平成22 年度中に都道府県に助言を行う。
- ・コンテナ型データセンターの設置について、その利用実態を踏まえて建築基準法の対象外とする措置を平成 22 年度中に講じ、地方への立地促進を図る。

国を開〈経済戦略

- ・輸出通関における保税搬入原則の見直しについて検討し、平成22年度中に 結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。
- ・高度外国人材の受入れを促進するため、ポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度に関し、高度外国人材の配偶者の就業や家事使用人の帯同等について検討を開始する。

保育その他の分野

- ・幼保一体化を含む法案を平成 23 年通常国会に提出するための準備を進めるとともに、安心こども基金の補助要件の緩和を行う。
- ・電波の有効利用のため、周波数再編に要するコスト負担についてオークション制度の考え方も取り入れる等、迅速かつ円滑に周波数を再編するための措置を平成23年度中に講じる。

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁		
<都市	都市再生·住宅 >					
1	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度検討· 結論·措置	国土交通省		
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認·審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検 討・結論、可能な限 リ早期に措置	国土交通省		
<環境	竟・エネルギー >					
3	再生可能エネルギーの導入促進に 向けた規制の見直し(大規模太陽 光発電設備に係る建築基準確認申 請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検 討・結論、電気事 業法令で必要な安 全措置が講じられ にいることを条件に 平成22年度中に措 置	経済産業省 国土交通省		
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイド ラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討 開始・平成23年度 中を目途に結論・ 措置	環境省		
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に 結論、その後速や かに措置	経済産業省		
6	レアメタル等のリサイクル推進に向 けた規制の見直し	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	平成22年度中検 討・結論・措置 平成22年度中検 討開始、平成23年 度を目途に結論、 結論を得次第措置	環境省		
7	国産木材の利用促進(「集成材の 日本農林規格」に係る性能規定の 併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学 識経験者等による 検討の結論・措置	農林水産省		
	鉄筋コンクリート造と木造との併用 構造とする校舎等の構造計算に関 する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。		国土交通省		
9	産業廃棄物の提出条件の統一化 について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討· 結論、平成23年度 措置	環境省		
10	廃棄物処理法に係る許可手続の電 子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度措置	環境省		
	政令で定める市毎に提出が義務付 けられている産業廃棄物収集運搬 業の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省		
12	廃棄物処理施設の変更届の要件 緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中 に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省		
13	電気工作物に係る重要変更以外の 事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勘案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速 やかに措置	経済産業省		
14	スマートメータの普及促進に向けた 制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメーター制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月まで に検討・結論	経済産業省		
15	燃料電池自動車・水素ステーション 設置に係る規制の再点検	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づ〈水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒しし、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速 やかに措置	経済産業省		
16	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づ〈許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省		

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁		
< 医报	<医療·介護>					
17	「内外に開かれた医療先進国·日本」に係る査証発給要件等の緩和· 外国人医師の国内診療等 - 医療 のために来日する外国人を受け入 れる国際医療交流への取組等 -	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省		
18	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる 解消	薬事の承認審査に係る手続きの見直しについて検討し結論を得た上で、平成22年度中に 薬事・食品衛生審議会の規程の必要な改正を行う。	平成22年度中検 討·結論·措置	厚生労働省		
19	ドクターヘリの運行を請け負う航空 事業者に対する消防用無線局及び 医療・福祉用無線局に係る規制の 見直し	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても平成22年度中に消防用無線局の免許を与えることを可能とする。	平成22年度措置	総務省		
<観シ	光振興をはじめとした地域活性化 >					
20	森林·林業再生に向けた路網整備 に係る同意取付の仕組みの整備	路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。	平成22年度結論・ 平成23年通常国会 への法案提出	農林水産省		
21	通訳案内士制度の見直し	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増等を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できる限り早期に措置する。	平成22年度検討・ 結論、できるだけ 早期に措置	国土交通省		
<国を	· 注開〈経済戦略 >					
22	輸出通関における保税搬入原則の 見直し	貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	平成22年度検 討・結論・平成23年 通常国会へ法案提 出 平成22年度検 討・結論	財務省		
23	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター 便の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可 能な限り早期に措 置	国土交通省		
24		国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可 能な限り早期に措 置	国土交通省		
25	「内外に開かれた医療先進国·日本」に係る査証発給要件等の緩和· 外国人医師の国内診療等 - 医療 のために来日する外国人を受け入 れる国際医療交流への取組等 -	・医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。 ・看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図ること等について制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。	討·結論	厚生労働省		
< 保育	· 育その他 >					
26	公開買付期間中における自己買付 け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行い、平成22年度中に結論を得る。		金融庁		
27		開示会社の完全孫会社の役職員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	金融庁		
28	発行者による上場株券等に係る公 開買付届出書の記載事項の簡略 化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	金融庁		

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
29	発行者以外の者による株券等に係 る公開買付届出書の記載事項の簡 略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討· 結論	金融庁
30	ストックオプションの開示規制の適 用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	金融庁
31	公開買付届出書における「対象者 の状況」の「その他」の記載事項の 簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載をする必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	金融庁
32	は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」 (平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重大な事 由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂 正届出書の提出事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出 についても、投資者保護に配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	金融庁
33	自動車の保管場所証明申請時にお ける所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明申請書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付について、平成23年度上半期中に不要とする。		警察庁
34	自動車保管場所標章の受領方法 の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても自動車保管場所標章を受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標章を都道府県警察本部で一括して受領することについて、平成22年度中に可能とする。	平成22年度措置	警察庁
35	交通事故証明書に係る利用者負担 の軽減	交通事故証明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一割引き下げたところであるが、平成22年度中に更なる利用者の負担軽減を図る。	平成22年度措置	警察庁
36	金融庁ホームページの適格機関投 資家の公表方法における該当条項 を示した専用のリストによる個社名 での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のホームページにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について、早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討・ 結論・措置	金融庁
37	有価証券届出書等における売出人 の住所の記載方法の簡素化	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定することについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。		金融庁
38	株式公開に係る有価証券届出書等 における記載内容(第三者割当等 による取得者の概況)の柔軟化	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁
39	有価証券報告書等における事業等 のリスクの記載時点の見直し	現行、継続開示書類に記載すべき「事業等のリスク」のうち重要事象等については、 有価証券報告書は事業年度末日現在、 四半期報告書・半期報告書は提出日現在の内容を記載しなければならないこととされている。「事業等のリスク」については、できる限り最新の情報を開示することが投資者保護の観点から重要であると考えられることから、対象とする事業年度、会計期間等における状況について開示を求める継続開示書類としての性格、提出会社の事務負担等を踏まえつつ、「事業等のリスク」の記載時点についての継続開示書類における統一的な取扱いについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁
40	有価証券届出書等における記載上 の注意(自己株式の処分)の明確 化	平成22年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第78号)により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式における「手取金の使途」に関する記載上の注意の表現の見直しについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中指直	金融庁
41	金融商品取引所に上場している受 益証券発行信託の受益証券にか かる、信託財産状況報告書の交付 義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で交付義務の免除について検討し、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度検討· 結論·措置	金融庁

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁			
<都下	〈都市再生·住宅〉						
1	マンション建替え円滑化法における 最低住宅面積の緩和	マンション建替え円滑化法を活用した建替えには、各戸あたりの最低面積が定められており、戸当たり面積の小さいワンルームマンションの建替えが困難となっている。このため、建替え前の1戸当たり面積が50㎡未満のワンルームマンションに限り、建替え後の最低住宅面積および居室数の条件を緩和し、マンション建替え円滑化法の適用を可能とするよう早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度に措置を講じる。	平成22年度検討· 結論·措置	国土交通省			
2	地下鉄等軌道上の市街地再開発 事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について早期に検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、平成23年度中に結論を得る。	平成22年度検討開 始・平成23年度中 に結論	国土交通省			
3	地籍調査の積極的推進	土地情報の基礎である地籍調査を積極的に推進するため、民間法人の活用を図るために必要な省令改正や運用通知の発出等を平成22年度中に講じる。	平成22年度中措置	国土交通省			
4	大街区化の推進	戦災復興事業等によって一定の基盤が整備されている街区などを対象に、複数の街区に 細分化された土地の集約を進めるためのガイドラインを平成22年度中に作成する。	平成22年度措置	国土交通省			
5	木造密集市街地における住宅等の建替え	木造密集市街地における建替えには、前面道路幅員が狭いことにより接道条件を満たさない等の課題がある。そのため、敷地が接する道路幅員等に係る建築基準法上の現行の 緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体宛に周知徹底を図る。	平成22年度措置	国土交通省			
<環境	- 竟·エネルギー >						
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(港湾又は海岸保全区域における風力発電開発の推進)	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著し 〈影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化 について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。		国土交通省 農林水産省			
7	再生可能エネルギーの導入促進に 向けた規制の見直し(事業用電気 工作物に係る工事計画届出・審査 等の手続の緩和)	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速 やかに検討開始	経済産業省			
8	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大)	技術進歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する観点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1 m³/s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。	平成22年度中に速 やかに措置	経済産業省			
9	住宅・ビル等における省エネ設備・ 新エネ設備の導入促進	新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。	平成22年度中検 討·結論·措置	国土交通省			
10	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電サービスに係る取扱ルールの明確化)	エコカーの普及を促進するため、充電サービスについて、消費者への提供方法(時間単位・電力量単位)等に係る取扱ルールを明確化し、平成22年中に速やかに周知徹底する。	平成22年中に速や かに措置	経済産業省			
11	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電スタンドの設置規制の統一化)	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所(床面からの距離確保)及び管理体制(目視監視・監視カメラ設置)等について、地域により取扱いが異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の適用を明確化し、統一的なルールを定める。	平成22年度検討開始、平成23年度中のできるだけ早期に結論・措置	総務省			
12	発電所のリプレースの際の環境影響評価の迅速化	火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、これらの事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討開始、平成23年度結論・措置	環境省			
13	小型発電機の系統連系に関する規 定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(6.6kV))、設置する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト増に繋がっている。したがって、低圧連系できる電力の大きさの緩和、もしくは電力の大きさの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を講ずる。		経済産業省			
14	木質バイオマスを火力発電所等で ポイラー燃料として利用する場合の 規制の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始	環境省			

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁		
< 医报	、医療・介護 >					
15	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・ 外国人医師の国内診療等 - 医療 のために来日する外国人を受け入 れる国際医療交流への取組等 - (再掲)	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省		
16	訪問看護ステーションの開業要件 の緩和(一人開業の解禁)	訪問看護ステーションが適切にサービス提供を行えるよう、現行のサテライト事業所や特例居宅介護サービス費の仕組み、事業形態の在り方等、看護師等の人員基準を含め、訪問看護ステーションの在り方について平成22年度中に検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検 討·結論	厚生労働省		
< 観シ	・ 光振興をはじめとした地域活性化 >					
17	町家・古民家を活用した宿泊施設 に対する旅館業法の規制緩和	町家や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度中に検討を開始し、本年特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に結論を得る。		厚生労働省		
18	農林漁家における「民宿」と「民泊」 の区分の明確化	有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置	厚生労働省		
19	農業体験時の収穫野菜等調理にお ける食品衛生法の規制緩和	農業体験で収穫した野菜を料理して有償で提供するためには、食品衛生法上の許可を取得する必要があるが、滞在中に提供する食事が全て自炊や農家と共同調理の場合には許可不要として取り扱い、明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	厚生労働省		
20	宿泊客への周遊案内及びエコツアー等の事業者による参加者輸送 に対する道路運送法上の許可を不要とする範囲の明確化	有償で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要であるが、宿泊施設が送迎の間に宿泊客を周遊案内する行為及びエコツアーなどの事業者によるエコツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を不要とする範囲を明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	国土交通省		
21	農地利用集積円滑化事業の要件 の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていること について、より一層の周知を図る。	平成22年度中措置	農林水産省		
22	施業集約化の推進(森林簿:森林 計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業体に対して森林の施業 集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年度中に都道府県に 助言を行う。		農林水産省		
23	コンテナ型データセンター設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検 討·結論·措置	国土交通省		
24	就農研修資金の貸付対象に係る周 知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年度中措置	農林水産省		
25	民間で運営・管理する博物館等の施設におけるけん銃の展示(所持)禁止の見直し	けん銃は、登録を受けていない場合には、原則として公務員が運営・管理する博物館等の施設に限って展示(所持)が認められ、民間で運営・管理する施設においてはこれが禁止されているところ、民間で運営・管理する博物館等の施設においても展示できる範囲・方法等について早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討· 結論·措置	警察庁		

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁		
< 国を	<国を開〈経済戦略>					
26	輸出通関における保税搬入原則の 見直し(再掲)	貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナード等保税地域搬入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出 平成22年度検討・結論	財務省		
27	内航機・外航機の取扱いについて	現在、国内線運航便と国際線運航便は、同一の機体であっても内変、外変といった変更手続きが必要であり、この更新手続に時間がかかるため、効率的な機材活用に支障を来している。したがって、効率的な事業運営のための手続の簡素化について、平成22年中に措置を講ずる。	平成22年中措置	財務省		
28	国際ビジネスに対応した国及び自 治体の行政手続窓口の整備	企業の事業円滑化のため、海外からの対日直接投資の促進も視野に入れつつ、複数の分野又は事業において必要な国及び自治体の行政手続の窓口の一元化(ワンストップ化)及び英語対応の窓口の設置について、平成22年度中に検討を行い、結論を得る。その後速やかに措置を行う。	平成22年度検討・ 結論、その後速や かに措置	内閣府 経済産業省 その他関係 府省		
29	高度外国人材の受入促進のための ポイント制度の導入	第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとされている、現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度について、平成22年度中に検討し、結論を得る。 上述の優遇制度のうち、配偶者の就業・家事使用人の帯同等については、平成22年度中に検討を開始する。	平成22年度検 討·結論 平成22年度検討 開始	法務省 厚生労働省		
	特定原産地証明の電子発給の容 認を含めた利便性の向上	経済連携協定に基づ〈原産地証明制度の電子化に関し、経済産業大臣の指定発給機関である日本商工会議所にしか発給及び印刷が認められていない特定原産地証明書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討· 結論	経済産業省		
31	認定事業者(AEO)制度の改善	AEO制度について、適正通関を確保しつつ利用者の利便性向上等を図る観点から、ベネフィットの追加を検討する。その際、AEO制度の運用面の簡便性等も踏まえつつ、例えば利用者のコンプライアンスやセキュリティーといった点に応じた取扱いについて考慮する。	平成22年度検討· 結論	財務省		
		物流の効率化などの観点から、既に、船社等からの要望を踏まえ、当該外国船舶に不審な点が認められないこと、航行安全上の問題が生じないこと等が確認できた場合には、領海内で外国船舶が荷役待機の為に停留等を伴う航行ができることとしているところであるが、今後更なる要望等を受けた場合には、その方策について早期に検討し、平成22年度中に結論を出すこととする。	平成22年度検討· 結論	国土交通省		
		留学生の就職支援のため、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまった場合でも、 既に取得している「専門士」の資格をもって就労可能な在留資格を申請することについて、 平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討· 結論	法務省		
34	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可 能な限り早期に措 置	国土交通省		
<保育	育その他 >					
35	電波の有効利用のための制度の見 直し	(1)割り当て済みの電波について、より必要性の高い用途に利用できるよう、既存の利用者を他の周波数へ速やかに移行させ、迅速かつ円滑に周波数を再編するための方策について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。 (2)再編に要するコストについて、再編後の周波数を新たに利用する者が、市場原理を活用して負担する等、オークション制度の考え方も取り入れた措置について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。	平成22年度検討· 結論、平成23年度 措置	総務省		
	行政データベースの民間における 利用·活用	統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、 対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討· 結論	総務省		
37	公的個人認証サービスの民間事業 者への利用拡大	公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開 始	総務省 内閣官房		
38	企業の戦略的な事業再編の促進に 資する企業結合規制(審査手続及 び審査基準)の見直し	現在の企業結合規制(審査手続及び審査基準)について、企業が国際競争力を向上させるために戦略的な事業再編を機動的に行うことができるよう、グローバル市場の動向も踏まえつつ、平成22年8月に行った検証結果を踏まえ、早期に見直しを行い、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度措置	公正取引委 員会		
39	安心こども基金を活用した幼保一 体化に向けた規制改革の推進	子ども・子育て新システムの基盤整備として、幼保一体化に向け、安心こども基金における 認定こども園の補助要件について以下のとおり緩和を進める。 認定こども園整備事業費補助について、基金の期間中に幼保連携型の要件を満たす 保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。 認定こども園事業費補助について、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。	平成22年度検討· 結論	厚生労働省 文部科学省		

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
40	家庭的保育事業(保育ママ)の連携 先機関の拡大	家庭的保育事業(保育ママ)については、現在、連携機関として認可保育所又は児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設を確保することが求められているが、家庭的保育事業の普及促進を図るため、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認めることとする。 具体的な条件については、平成22年度中に結論を得る。	亚式20年度由社会	厚生労働省 文部科学省
41	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年度中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年度中措置	厚生労働省
42	ホワイトスペース活用の実現につい て	いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと)活用の実現に向けて、平成22年度に「ホワイトスペース特区」などにおいて地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、平成23年度に環境整備を行う。	平成22年度検討開始、平成23年度措置	総務省
43		海外不動産投資を含む投資を行う保険会社の従属業務子会社の要件緩和につき、「議決権の総数の保有」に代わる基準の検討を行い、結論を得た上で平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年検討·結 論·措置	金融庁
44	銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁	銀行の投資専門子会社による、ベンチャービジネス会社及び事業再生途上の一般事業会社への資金供給の方法に劣後ローンによる資金供給も認めることにより、ベンチャー企業の育成、企業再生等を通じ、経済活性化を図るため、平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年措置	金融庁